

「夜間救急診療の実施」および 「休日救急診療当番体制の変更」について

市では、笠間市医師会、県立中央病院および県薬剤師会笠間支部の協力により、地域の救急医療体制を守り、市民の皆さんへの医療提供体制を充実させるため、4月1日から市立病院で夜間救急診療を実施するとともに、休日救急診療当番体制の変更を行います。

●夜間救急診療の実施について

診療開始日	平成22年4月1日から
診療場所	笠間市立病院
診療日	月曜日から金曜日 (祝日・12/31～1/3を除く)
診療時間	午後7時から10時
診療内容	初期救急診療

●休日救急診療当番体制の変更について

	新当番体制	旧当番体制
日曜日※	笠間市立病院	市内医療機関 (輪番制)
祝日	市内医療機関 (輪番制)	
年末年始※	市内医療機関 (輪番制)	

※日曜日:全ての日曜日(12/30～1/3を除く)

※年末年始:12/30～1/3

受診の際は、次のことを必ず守ってください。

■必ず電話で問い合わせしてから受診しましょう。

症状によっては、自宅で様子を見たほうが良い場合や思ったよりも重症ではじめから県立中央病院などの二次救急医療機関へ行ったほうが良い場合など、いろいろなことが考えられますので、必ず受診前に電話で症状等を伝え、指示を受けてから受診しましょう。

■コンビニ受診は絶対にやめましょう。

「平日は休めない」「日中は用事がある」「明日は仕事があるから」などの理由で夜間救急診療や休日救急診療を受診するのは、「コンビニ受診」と言われています。

「私だけなら」という軽い気持ちでのコンビニ受診のために、急な発熱や腹痛など、本当の緊急時に対する診療に支障をきたすことがありますので、コンビニ受診は絶対にやめましょう。

診療内容等については、次のとおりです。ご注意ください。

■検査は行いません。

夜間救急診療や休日救急診療は、緊急時の応急処置ですので、スタッフは必要最小限の配置となっています。レントゲンや採血等の検査は行いませんが、検査や特別な治療等が必要な方は、県立中央病院等へ紹介します。

■平日夜間、休日は継続的な治療は行いません。

夜間や休日の救急診療は、ケガや急病のとき、本格的な治療を受けるまでの応急処置をするものですので、平日夜間、休日は継続的な治療は行いません。平日夜間、休日に応急処置を受けたあとは、市内医療機関などのかかりつけ医で診療時間内に治療を受けてください。

■薬剤投与は翌日程度までです。

夜間や休日の救急診療は、緊急時に診療を行うもので、本格的な治療を受けるまでの応急処置をするものです。薬の投与は、必要最低限の期間となります。

【受診の際の問合せ】笠間市立病院 TEL0296-77-0034

【制度に関する問合せ】健康増進課(友部保健センター) TEL0296-77-9145